

令和5年4月定例会

- 1 期 日 令和5年4月26日（水）
開会 午後2時00分
閉会 午後3時30分
- 2 会 場 第2委員会室（本庁舎6階）
- 3 出席者 皆川 征夫 教育長
住石 英治 教育長職務代理者
石川 宏貴 委員
久野 義春 委員
根本 恵美子 委員
- 4 出席職員 大塚 潤一 生涯学習部長
市村 昌子 生涯学習部参事（事）文化・スポーツ課長
中野 由博 生涯学習部副参事
高木 秀人 生涯学習部副参事（事）学校教育課長
伊藤 英治 学校教育課学務保健室長
島 しのぶ 学校教育課指導室長（兼）指導主事

小笠原 友香 生涯学習推進課長
山本 邦博 青少年センター所長
齊藤 薫 図書館長
後藤 真弥 文化・スポーツ課主幹（事）文化係長（兼）学芸員
宮原 正樹 文化・スポーツ課主幹（事）スポーツ係長
三石 宏 郷土資料館長
木間 幸司 教育総務課長

5 議案事項

議案第1号 令和5年度教育費6月補正予算について

議案第2号 鎌ヶ谷市文化財審議会委員の委嘱について

議案第3号 鎌ヶ谷市立東部小学校校舎外壁・屋上防水改修工事請負変更契約
の締結について

議案第4号 鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱
の一部を改正する告示の制定について

議案第5号 鎌ヶ谷市生涯学習推進センター設置及び管理条例施行規則の
一部を改正する規則の制定について

議案第6号 鎌ヶ谷市学習等共用施設及び管理条例施行規則の一部を改正
する規則の制定について

議案第7号 鎌ヶ谷市学習センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正
する規則の制定について

6 報告事項

報告第1号 令和5年5月の行事予定について

報告第2号 学校の近況報告について（指導）

報告第3号 学校の近況報告について（管理）

7 傍聴者

なし

教 育 長 ただ今から、鎌ヶ谷市教育委員会 4 月定例会を開会します。
本日の出席者は 5 名であります。
定足数に達しておりますので、4 月定例会を開会します。

教 育 長 本日は、定例で出席している者のほかに、事務局の補助説明員として、
学務保健室長、文化・スポーツ課主幹の出席を、鎌ヶ谷市教育委員会会
議規則第 1 4 条の規定により認めることとします。
本日の定例会の会議録署名委員については、石川委員を指名します。
本日の審議案件について、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長 本日の審議案件は、「議案事項 7 件」及び「報告事項 3 件」です。
よろしく、ご審議のほど、お願いいたします。

教 育 長 議案第 1 号の審議に入ります前に、議案第 1 号「令和 5 年度教育費 6
月補正予算について」及び議案第 3 号「鎌ヶ谷市立東部小学校校舎外
壁・屋上防水改修工事請負変更契約の締結について」は、市長に対する
意見の申出を必要とする事項であります。
また、議案第 2 号「鎌ヶ谷市文化財審議会委員の委嘱について」、報
告第 2 号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第 3 号「学校の
近況報告について（管理）」は、個人に関する情報を含む事項でありま
す。
よって、これらの案件につきましては、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則
第 1 3 条の規定により「非公開」とすることについてお諮りします。
議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 3 号、報告第 2 号及び報告第 3 号を
「非公開」とすることにご異議はございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 ご異議がございませんので、議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 3 号、
報告第 2 号及び報告第 3 号を「非公開」といたします。

《ここから非公開》

議案第1号「令和5年度教育費6月補正予算について」、議案第2号「鎌ヶ谷市文化財審議会委員の委嘱について」及び議案第3号「鎌ヶ谷市立東部小学校校舎外壁・屋上防水改修工事請負変更契約の締結について」は、異議なく、原案のとおり可決されました。

《ここまで非公開》

議案第4号「鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」

学務保健室長

提案理由は、中学校の入学準備学用品費等及び新入学児童生徒学用品費等について、国が示す補助金の予算単価に合わせ、増額改定すること、その他所要の改正を行おうとするものです。

改定金額につきましては、入学準備学用品費等、及び新入学児童生徒学用品費等のどちらも、現行の60,000円に3,000円を増額し、63,000円となります。

必要予算額は、対象見込み数から算出しますと、333,000円程度の増額を見込んでおります。

予算措置として、令和5年度分は、まずは当初予算で対応することとし、不足が生じる場合には、予算流用等により対応したいと考えております。

その他の改正は、別記第1号様式「就学援助費支給申請書兼同意書」、別記第2号様式「就学援助費入学準備学用品費支給申請書兼同意書及び口座振替依頼書」につきまして、申請理由により記入を必要とする箇所とそうでない箇所が解りづらいとのご意見があり、今回、「1 申請理由」と「2 居住状況」「3 その他 確認事項」を分けて表示し、「1 申請理由」のうち①から⑨の理由に該当する場合は、以下の「2 居住状況」、「3 その他 確認事項」は記載不要です。との記述を追加しようとするものです。

教 育 長 これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

根 本 委 員 様式についてなのですが、第 1 号様式と第 2 号様式の違いを簡単にお願
いします。

学務保健室長 第 1 号様式は在校生用で、第 2 号様式は小学校入学前の新規申請者及び
中学校入学前の新規申請者に対する様式になっております。

根 本 委 員 わかりました。ありがとうございます。

教 育 長 ほかにごございませんでしょうか。

各 委 員 特になし

教 育 長 それでは、お諮りいたします。
議案第 4 号について、原案のとおり決することに、ご異議ございません
でしょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第 4 号「鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要
綱の一部を改正する告示の制定について」、ご異議なしと認め、原案のと
おり可決されました。

議案第 5 号「鎌ヶ谷市生涯学習推進センター設置及び管理条例施行規則
の一部を改正する規則の制定について」

議案第 6 号「鎌ヶ谷市学習等共用施設設置及び管理条例施行規則の一部
を改正する規則の制定について」

議案第 7 号「鎌ヶ谷市学習センター設置及び管理条例施行規則の一部を
改正する規則の制定について」

生涯学習推進課長

鎌ケ谷市生涯学習センターの施設使用許可申請書の提出期間を「2か月前から3日前まで」としてありますが、「2か月前から施設等を使用する時まで」に改めることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

コロナ禍において、新型コロナウイルス感染症に伴う急な利用取消しに係る使用料の還付手続きを軽減するため、使用許可申請書の提出を従来の「3日前」としていたものを「施設利用当日まで」として対応してまいりました。

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類から5類へ変更するにあたり、コロナ禍で行っていた使用許可申請書の提出期日の取扱いについて検討いたしました。

5類への変更により、コロナ禍で行っていた使用許可申請書の提出期日を「使用当日まで」とする対応を従来の「3日前まで」に戻した場合、利用者の利便性の低下を招くことから、5類へ変更した後も、引き続き「使用日当日まで」申請書の提出及び支払いを継続できるよう改めるものです。

久野委員

以下の第6号と第7号については、内容が第5号と類似しておりますので、一括して説明してもらえますか。

教育長

第6号と第7号を一括でということですが、よろしいですか。

生涯学習推進課長

はい。

教育長

それでは、議案第6号「鎌ケ谷市学習等共用施設設置及び管理施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第7号「鎌ケ谷市学習センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を一括して説明をお願いします。

生涯学習推進課長

繰り返しの部分はございますが、それでは議案第6号及び議案第7号について説明いたします。

議案第6号ですが、先の生涯学習推進センターでは、申請書の提出期日は「2か月前から3日前」としておりましたが、議案第7号の学習等共用

施設及び議案第8号の学習センターについては、利用者の利便性を考慮し、申請書の提出期日を「2か月前から7日前まで」から「2か月前から施設等を利用する時まで」と改めることに伴い、所要の改正を行うものです。経緯につきましては、議案第5号で説明した内容と同じです。

教 育 長 これより質疑に入ります。
 ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

久 野 委 員 表現の違いに関してですが、「施設等を使用する時」の「時」と「使用する前までに」の「前」について、「時」と「前」の違いを説明していただけますか。

生涯学習推進課長 生涯学習推進センター、学習等共用施設及び各学習センターでは、施設の利用自体が夜9時までとなっております。

 ただ、正職員がいなくなった午後5時以降の利用料の支払いについては、生涯学習センターについては受け取るとは可能なのですが、学習等共用施設及び学習センターについては、利用がある場合のみ職員を配置しておりますので、午後5時以降のご利用に際しての支払には応じられないということになります。

 表現の違いですが、生涯学習推進センターと学習センターについては、「使用する時まで」という言い方をしておりますが、公民館学習等共用施設については、申請者が「学習等共用施設を利用する前まで」となっております。

 「使用する前まで」というのは、「午後5時までにはお越しの上、ご利用料をお支払いいただきたい。」というニュアンスになります。

久 野 委 員 ちょっと分からないな。もっと、単純に「時」と「前」の違いを説明してもらいたいのですが。

 使用する「時」というのは、使用する「前」とどのように違うのでしょうか。

生涯学習推進課長 例えば、夜間の利用で夜7時から使えますというような場合には、生涯学習推進センターと東部学習センターについては、使用する「時」なので、

7時の直前に入館、支払が可能となります。

久野委員 単純に利用する「時」というのは、これから利用しますという「時」のことを言っているのか、利用する「前」というのは、よく分からないけれども、少なくとも、利用する「時」ということは、時間的なものがあるように思うんですね。「時」というのは、何分だか分かるんですよ。「時」だからね。

でも、「前」となると、例えば10分前なのか、1時間前なのか、あるいは3時間前なのか、ちょっと判断できない。ここで敢えて「言い方」を変えているのはなぜかということなんです。

生涯学習推進課長 例えば、ご利用される方が夜間を希望している場合は、「午後5時までにお支払いいただきたい。」ということを利用する前」という言い方で著していることとなります。

久野委員 時間的なことを言っているわけですか。

では、午後6時以降に利用したいという人は、午後5時を過ぎると職員がいないから、「職員がいる5時までに支払をください。」ということですね。

生涯学習推進課長 はい。そうですね。

久野委員 ということは、「前」というのは、「勤務時間前」ということですね。

生涯学習推進課長 そういうこととなります。

公民館を利用される方は、5時までに利用料をお支払いいただくことで夜間の利用ができるということとなります。これが、生涯学習推進センターであれば、例えば7時に来館して、7時に利用料の支払いをすれば利用ができるということです。

石川委員 早い話が、「5時までには支払を済ませなければならない。」という所と、「それ以降でも構わない。」という箇所、その辺りをはっきりさせておかないと分からないという話ですよ。

要するに、公民館は5時までに払ってほしい、しかし、学習センターは7時でも構わないという話でしょう。だから、その5時までに払わなければいけない所と7時でも支払いができる所をはっきりさせていただかないと分からないということじゃないですか。

久野委員　　そういうことですね。

教育長　　そのほうが分かりやすいですね。

住石委員　　ずっと誤解して聞いていたのですが、要は、職員の勤務時間の5時までに、というのがその「時」なのか、それとも予約した時間を迎えるまでなのか、いまの説明だと結局、職員の勤務時間に関わるから、その「時」というのは、勤務時間が終わる前に支払うか、その後でも対応できるのか、その辺がはっきり文言として著されていないと、非常にわかりづらいのではないかと思います。

職員がいるのが前提として、それが5時というのがラインとしてあるのなら、それを明確にしておかないと、「いつ支払ったらアウトになるのか。」というの、一般の利用者には分からない。

「利用する日の5時までにお支払いいただきたい施設があります。」ということを知りやすいように周知しておかないといけませんね。

例えば、7時から利用する場合には、3分前でも施設へ行って使う「時」だから、そのときに支払えばいいというふうに我々は単純に受け取ってしまう。

久野委員　　「前」というと、時間的にも「何時間前」とか普通に使いますよね。距離的にもずいぶん幅があるわけです。午前中に支払わなければ駄目だとか、5時までに支払わなければ駄目だとか、要するに「使う時」では駄目なんだよね。

先ほどから説明があるように、「職員の勤務時間」ということをしっかりと明文化する。利用者の立場で物事を考えていかないとね。職員がいなから駄目なんだよ、いるからいいんだよ、という問題ではないのではないかと思いますね。

職員のなかには、現金取扱人がいますよね。5時以降は、現金取扱はし

ないのですか。

生涯学習推進課長 公民館に関してはおりません。

久野委員 だから、「前」なんだよね。
つまり、現金取扱をする職員が正職員であるかパートであるかは別として、そういう職務ができる人がいるかいないかで、「時」と「前」の違いがあるというわけですか。

生涯学習推進課長 はい。

久野委員 それでいいんですか。

生涯学習推進課長 夜間につきましては、公民館は市の職員、会計年度任用職員ではなく、シルバー人材センターへ委託をして職員を配置しておりますので、現金を取扱うことができないという業務背景があります。

ただ、おっしゃっていたように、「誤解をまねく。」ということであるならば、改善していかなければならない課題だと思います。

住石委員 もし、文言を正すというのであれば、一番分かりやすいのは、「何々までに」と明記することでしょうね。「5時までに」とかね。そういうふうに「何々までに」というふうに「までに」という文言が入っていれば、まず誤解はないと思うのですが、「時」とか「前」とか、いろいろやられてしまうと利用者は混乱する。

「何々までに」というラインを明確にしまえば、「これ以降は受け付けませんよ。」というルールははっきりするので、もし正すのであれば、分かりやすくやってほしいなと思います。

「前までに」という利用する「前」というのは、職員が5時までではあるんだけど、利用時間が6時以降だった場合、5時50分でも「利用前」になってしまうという捉え方の違いによって問題が発生するのだと思います。

例えば、その申請書に注意事項として、「5時までに申請書をお出してください。」といった文言があれば、おそらく申請書を提出される方には誤

解なく伝わるものと思うのですが、ただ、こういう「規則」のなかで、はっきりとその時間を明記したほうがいいのかどうかという点については、今後、検討されるほうが適切かもしれないと考えます。

いずれにしても、支払いには時間の制限があるということが分かるような方法が取れば、よろしいというふうに感じるのですが、いかがでしょうか。

久野委員 「5時15分までに」というのは、それで一本、言い方が通ります。言いたいことが通じます。

「時」というと、使う「時」だから、使うときの1分前でもいいと思う利用者もいる。まして「前」ともなれば、時間の幅が大きく広がってしまう。

ですから、いまの住石委員が言われたように、なにか統一してしまったほうがいいのではないかと思います。

教育長 表現の上で、統一はできるんですか。「までに」ということで、各施設の利用時間の統一はできるんですか。

生涯学習推進課長 規則については、言い回しの部分で分かりにくいという箇所もありますけれども、生涯学習推進課において、もう一度、分かりやすい方法を検討していきます。

生涯学習推進センターなどの各施設については、取扱基準を設けておりますので、この基準のなかの「申請期間」をもっと分かりやすくするといったことも検討していきます。

久野委員 本当は、改正前のほうが分かりやすいんだよね。「7日前までに」という表現だったから。使用する前といっても、改正前は「7日前」という言い方をしている。

改正後は、その辺が少し曖昧だから、やはり整理したほうがいい。

教育長 いま、委員から指摘があったと思いますので、借りるほうの側がよく分かるような表現になるように検討していただいて、もう一度提案する。よろしいですか。

生涯学習推進課長 はい。今回は文言の件で申し訳ございませんでした。今回、4月定例会に上げさせていただいたのは、今後の新型コロナウイルス感染症の分類が5月8日から変更されるという背景がございます、今回上げさせていただきました。

その部分につきましては、5月の定例会以降になってしまいます。

利用者の方には、改正前の「7日前」だったりとか「3日前」といったように、いったん戻すようなかたちになってしまうところがございます。

教 育 長 それは、担当部署のほうで任せていただけますか。

住 石 委 員 教育長に一任をして、最終的なチェックは教育委員がやらなければならない。私たちは、教育長に一任します。

久 野 委 員 ただ、統一したものを次回以降、報告してください。報告してもらわないと、運用に支障が出てしまいますからね。

教 育 長 では、私に一任してもらって、そして、後日、委員の皆様に報告するようになっています。

ほかに、ございませんでしょうか。

各 委 員 特になし

教 育 長 それでは、お諮りいたします。

議案第5号、議案第6号及び議案第7号について、原案の一部修正を私に一任することに、ご異議はございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第5号、議案第6号及び議案第7号について、ご異議なしと認め、原案の一部修正をすることで可決されました。

教 育 長 以上で、議決事項を終了します。

..... ここから報告事項

教育総務課長

報告第1号「令和5年5月の行事予定について」

(資料に基づき説明を行いました)

《ここから非公開》

報告第2号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第3号「学校の近況報告について（管理）」について、報告がありました。

《ここまで非公開》

教 育 長

本日の定例会における議案事項、報告事項については、すべて終了いたしました。「鎌ヶ谷市教育委員会4月定例会」を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

令和5年6月23日

教育長 皆川 征夫

教育委員 石川 宏貴

作成者 木間 幸司

